



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会社名 京都きもの友禅株式会社
代表者名 代表取締役社長 小浜 直人
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 総務部長兼経営企画部長 佐野 利之
(TEL. 03-3639-9191)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすること、資本効率の改善及び株主への利益還元を目的として、従前より、自己株式の取得を検討しておりましたが、平成 22 年 10 月頃、当社の筆頭株主であるオリンパス・シルク・ホールディングスⅢ、エル・ピー（平成 22 年 9 月 30 日現在の保有株式数 4,107,100 株。発行済株式総数に対するその保有する割合 22.20%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「OSHⅢ」といいます。）及びオリンパス・シルク・ホールディングスⅡ、エル・ピー（平成 22 年 9 月 30 日現在の保有株式数 2,042,900 株。発行済株式総数に対するその保有する割合 11.04%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「OSHⅡ」といいます。）より、保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当社の株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることを検討いたしました。その結果、当社がこれを自己株式として買い受けることが当社の経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、また、当社の資本効率を高めるとともに、株主に対する総合的な利益還元につながるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等性、取引の透明性、及び当社普通株式の市場における取引状況を総合的に勘案した結果、公開買付けの手法が適切であると判断し、平成 22 年 11 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性確保の観点、中長期的な資本政策の観点等から、3,450,000 株（平成 22 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数の 18.65%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限とすることとしております。

OSHⅢ及びOSHⅡは、平成 22 年 11 月 26 日付で、当社に対し、その保有する当社株式のうち OSHⅢは 2,304,000 株、OSHⅡは 1,146,000 株を本公開買付けに応募することを確約しております。なお、OSHⅢ及びOSHⅡの応募については、その保有する株式に設定されている株式会社新生銀行の担保権の解除が前提となります。

また、当社取締役のうち、OSHⅢ及びOSHⅡを組成するオリンパスキャピタルグループに属するオリンパス・キャピタル・ホールディングス・アジア・ホンコン・リミテッドのヴァイス・プレジデント及び日本における代表者をそれぞれ兼務する松岡絵津子及び橋本泰は、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の立場においてOSHⅢ及びOSHⅡとの事前の協議及び交渉に参加しておらず、また、上記取締役会を含む本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。なお、上記2名は、本公開買付け終了後も、当社の社外取締役として従事していく予定であり、オリンパスキャピタルグループは、当社企業価値向上に向けて協力体制を継続していく予定であります。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の詳細については、現時点では未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	3,450,100株（上限）	3,010,000,000円（上限）

（注1）発行済株式総数 18,498,200株

（注2）発行済株式総数に対する割合 18.65%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 平成22年11月29日から平成23年2月28日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日

平成22年11月26日（金曜日）

② 買付け等の期間

平成22年11月29日（月曜日）から平成22年12月27日（月曜日）まで（20営業日）

③ 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成22年11月29日（月曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

④ 公開買付届出書提出日

平成22年11月29日（月曜日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金870円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際して、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われること等を勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そして、市場の変動を考慮し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成22年11月26日の前営業日（同年11月25日）の当社普通株式の終値907円、同年11月25日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値886円（小数点以下を四捨五入。以下同じ。）、同年11月25日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値872円、及び同年11月25日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値871円を参考にいたしました。

一方で、当社株式を本公開買付けに応募せずに保有し続ける当社株主の利益も尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、参考にした上記市場価格と同額か又はこれに一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、OSHⅢ及びOSHⅡとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付価格を870円とすることといたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施を決議した平成22年11月26日の取締役会決議の前営業日（同年11月25日）の当社普通株式の終値907円から4.08%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）、同年11月25日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値886円から1.81%、同年11月25日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値872円から0.23%、同年11月25日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値871円から0.11%、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすること、資本効率の改善及び株主への利益還元を目的として、従前より、自己株式の取得を検討しておりましたが、平成22年10月頃、当社の筆頭株主であるOSHⅢ及びOSHⅡより、保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当社の株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることを検討いたしました。その結果、当社がこれを自己株式として買い受けることが当社の経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、また、当社の資本効率を高めるとともに、株主に対する総合的な利益還元に繋がるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等性、取引の透明性、及び当社普通株式の市場における取引状況を総合的に勘案した結果、公開買付けの手法が適切であると判断し、平成22年11月26日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付価格の決定に際して、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行わ

れること等を勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そして、市場の変動を考慮し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成22年11月26日の前営業日（同年11月25日）の当社普通株式の終値907円、同年11月25日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値886円、同年11月25日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値872円、及び同年11月25日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値871円を参考にいたしました。

一方で、当社株式を本公開買付けに応募せずに保有し続ける当社株主の利益も尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、参考にした上記市場価格と同額か又はこれに一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、OSHⅢ及びOSHⅡとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付け価格を870円とすることといたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの実施を決議した平成22年11月26日の取締役会決議の前営業日（同年11月25日）の当社普通株式の終値907円から4.08%、同年11月25日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値886円から1.81%、同年11月25日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値872円から0.23%、同年11月25日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値871円から0.11%、それぞれディスカウントした金額となります。

OSHⅢ及びOSHⅡは、平成22年11月26日付で、当社に対し、その保有する当社株式のうちOSHⅢは2,304,000株、OSHⅡは1,146,000株を本公開買付けに応募することを確約しております。なお、OSHⅢ及びOSHⅡの応募については、その保有する株式に設定されている株式会社新生銀行の担保権の解除が前提となります。

また、当社取締役のうち、OSHⅢ及びOSHⅡを組成するオリンパスキャピタルグループに属するオリンパス・キャピタル・ホールディングス・アジア・ホンコン・リミテッドのヴァイス・プレジデント及び日本における代表者をそれぞれ兼務する松岡絵津子及び橋本泰は、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の立場においてOSHⅢ及びOSHⅡとの事前の協議及び交渉に参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。なお、上記2名は、本公開買付け終了後も、当社の社外取締役として従事していく予定であり、オリンパスキャピタルグループは、当社企業価値向上に向けて協力体制を継続していく予定であります。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,450,000株	—株	3,450,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（3,450,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（3,450,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等

の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、当社は、法令の手續に従い当該株式を買い取ります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 18.65%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

3,036,500,000円

(注) 買付け代金（3,001,500,000円）、買付け手数料、及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他の必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年1月5日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します（公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付け代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付け価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成22年12月27日までに公開買付け代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成23年1月4日）までに同届出書を公開買

付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵便その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明・保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の大株主であるOSHⅢ及びOSHⅡは、平成22年11月26日付で、当社に対し、その保有する当社株式のうちOSHⅢは2,304,000株、OSHⅡは1,146,000株を本公開買付けに応募することを確約しております。なお、OSHⅢ及びOSHⅡの応募については、その保有する株式に設定されている株式会社新生銀行の担保権の解除が前提となります。

(ご参考) 平成22年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	18,096,339 株
自己株式数	401,861 株

以 上